

(案)  
公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会  
ワーキング・グループ運営要領

1. 「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」(以下「検討会」という。)の第1次報告書における通報者保護の要件・効果等に関する検討結果(今後の方向性及び検討課題)を踏まえ、法律的・専門的な観点から更に検討を加えるため、検討会の下にワーキング・グループを設置する。
2. ワーキング・グループの構成員は、検討会の座長が指名する者により構成する。ワーキング・グループには議長を置き、議長はワーキング・グループの構成員の互選により選任する。
3. ワーキング・グループは、原則として公開する。また、配布資料及び議事要旨は、原則として公表する。ただし、個人情報又は個別の企業等に係る情報を取り扱う場合その他必要と認められる場合には、非公開・非公表にすることができる。
4. ワーキング・グループの撮影、中継及び録音は不可とする。ただし、会議の冒頭において、全体の風景を撮影等する場合であって議長が許可した場合を除く。
5. 検討会の委員は、ワーキング・グループにオブザーバーとして参加することができる(ただし議決等には加わらない)。また、議長は、必要に応じ、その他適当と認められる者をワーキング・グループに参加させることができる。
6. ワーキング・グループの検討状況を、随時、検討会に報告することとし、検討会の委員は、検討状況に関し意見を述べることができる。
7. この要領に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営については、議長が定めるところによる。

以上